

# 日本大学研究倫理ガイドライン

（平成19年3月6日制定）  
（平成19年4月1日施行）

世界は今、グローバルゼーションの一層の進展とともに、知を基盤とする社会の時代にあるといわれ、新たな知の創造、継承、活用がさらなる発展のために必要不可欠となっています。また、社会における様々な事象が多様化、複雑化することに伴い、高度な知識による解決方法が求められています。

そのような中であって、学術研究は、先人たちが築き上げてきた知の資産を礎にして、未知の領域をさらに深遠化させ、あらたな知識を創造する崇高な行為であるといえます。そして、すべての人々の福祉に寄与するため、それらを具現化する研究活動を行う者は、研究の独自性と研究者自身の自律性が保障されつつ、社会からの信頼と負託にこたえなければならない責務を有しています。

一方、大学は、人文科学、社会科学、自然科学のあらゆる学問分野を対象とする、個々の研究者による自由な発想と知的好奇心に根ざした創造的な活動を行っている組織体であり、また広く社会の発展のために営々と保持してきた重厚な知的ストックを還元していく公共的かつ公益的な使命を担っていることを真しに受け止めなければなりません。

以上の研究活動に関する基本的認識を再確認すると、日本大学(以下本大学という)が昭和24年、新学制による大学となった際に制定した「日本大学の目的及び使命」にその精神が集約されております。すなわち、本大学は、日本精神に基づき、道統、憲章を遵守し、自主創造の精神を養い、文化の進展を図り、もって世界平和と人類の福祉に寄与することを目的と定め、広く知識を世界に求めた深遠な学術研究の振興と健全な文化人の育成を使命としております。

ここで本大学は、自らの目的及び使命を再確認し、誠実に実践し続けていくことを宣言いたします。

本大学の研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に良心と信念にしたがって、自らの責任で行動しなければならないという研究者としての倫理に関する基本的考え方を礎として、研究活動を実践していきます。そして、研究倫理に関する規範を再確認し、適正な研究活動の励行に資する下記諸事項を明記し、本大学のすべての教職員に対する周知徹底を

図ります。

## 記

### (定 義)

- 1 研究者とは、本大学の教員に加え、学外からの共同研究者等、本大学において研究活動に従事するすべての者をいいます。

### (責 務)

- 2 研究者は、その研究活動の中で自らが生み出した専門知識を真理探究の観点から担保する責任を有し、そこで得た知識を生かして人類の福祉に貢献する責務を有します。

### (自己研さん)

- 3 研究者は、自己の専門知識の維持向上に努め、常に最善の判断と姿勢を示します。

### (説明責任)

- 4 研究者は、自身が遂行する研究の意義を積極的に説明し、その研究成果が人々の生活に与える影響について中立性・客観性をもって公表し、社会との関わり合いを築きます。

### (コンプライアンス)

- 5 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令及び学内関係規程等の遵守はもとより、研究の遂行における道義的責務を果たすよう配慮します。

### (公正性)

- 6 研究者は、ねつ造、改ざん、盗用及び研究費不正使用など研究活動の不正行為を行わず、公正な立場を堅持します。

### (自己による点検・評価)

- 7 研究者は、研究遂行中における研究計画の進捗状況及び研究計画終了後における研究成果について、自ら厳正に点検・評価し、さらなる知の創造に努めます。

### (他研究者との関係)

- 8 研究者は、研究を遂行するための協力者の人格及び人権を尊重するとともに、それら共同研究者の知的成果を正当に評価します。

### (安全への配慮)

- 9 研究者は、研究活動を遂行するうえで、事故等が発生しないよう災害防止に

努め、安全配慮に最善を尽くします。

**(ライフサイエンス)**

1 0 研究者は、遺伝子組換え実験、動物実験及び疫学実験等の研究について、生命倫理及び動物愛護等の観点から、法令等を遵守し、真しな態度で扱います。

**(利益相反等)**

1 1 研究者は、研究活動において、個人及び組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。

以 上